池田町小中一貫教育の導入・推進及び義務教育学校設置に関する基本方針（素案）**概要版**

小中一貫教育の導入・推進

□　小中一貫教育推進の背景

○　小学校段階

・現行の義務教育が制度化（6－3 制）された昭和 20 年代前半と比較すると、児童生徒の身体の成長は当時よりも 2 年程度早期化

・小学校 4 年生から 5 年生に上がると「学校の楽しさ」、「教科や活動の時間の好き嫌い」について肯定的回答をする児童の割合が低下する傾向にあり、学習内容の橋渡しが必ずしも円滑に行われず、中学校段階の学習に大きな支障を来しているといった指摘

・小学校高学年から自己肯定感や自尊感情に関わる質問に対し、急に否定的な回答が多くなるといった調査結果があり、不登校や長期欠席についても、小学校段階からのケースも相当数あるなど、いわゆる「中１ギャップ」と呼ばれる現象の芽は既に小学校 4～6 年生から生じているとの分析

○　中学校段階

・新しい環境での学習や生活に不適応を起こす、いわゆる「中１ギャップ」と呼ばれる現象への効果的対応が必要

・「授業の理解度」、「学校の楽しさ」、「教科や活動の時間の好き嫌い」について、中学生になると肯定的回答をする生徒の割合が大きく低下する傾向

・こうした事象の大きな要因の１つとして、小学校における教育活動と中学校における教育活動との間には、法令等に規定されている事柄に加え、義務教育制度が導入されて以降、いわば学校種ごとの文化として積み上げられてきた大きな違いが存在しているとの指摘

・小学校と中学校との教育活動の差異や子どもたちの人間関係、生活の変化が生じることが、小学校段階からの学習面でのつまずきの蓄積、小学校段階では顕在化していなかった人間関係の課題、家庭が抱える様々な事情等とも相まって、子どもたちに精神的・身体的負担を生じていると指摘

○　学習指導要領

・小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の総則において、義務教育 9 年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成することが明記

□　求められる枠組み

○　義務教育の枠組み

・6－3 制の大きな枠組みを維持しつつも、4－3－2 や 5－4 などのように、学校段階を超えた区切りを柔軟に設けた上で、区切りごとに重点を定めて指導体制を整え、中学校段階への接続を円滑化させ教育活動を充実することの有効性等が指摘され、こうした取組を容易にする枠組みとして小中一貫教育が広がりを見せてきた側面

□　小中一貫教育制度の類型

○　併設型小・中学校

・併設型小・中学校は、既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、9 年間の教育目標を設定し、9 年間の

系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校、池田町で導入する場は、この例

・教育課程や学年段階の区切りについては、義務教育学校と同様

○　**義務教育学校**

・一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育９年間の学校教育目標を設定し、９年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しいタイプの学校

・一貫教育の軸となる新教科等の創設や学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を設置者の判断で実施

・1 年生から 9 年生までの児童生徒が１つの学校に通う（施設一体型の例）という特質を生かして、９年間の教育課程において「4―3―2」や「5―4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが容易

□　池田町における小中一貫教育の必要性

○　全国調査の結果から、本町の児童生徒の学力や家庭学習等の学習状況、及び学習意欲・自尊規範意識等は、総じて改善傾向

○　一方で、不登校となる児童生徒が、令和２年度で８人、令和３年度で 10 人と増加傾向にあり、学力や学習意欲、学習・生活習慣等の改善傾向を確実にしながら、課題のある児童生徒に対する効果的な対応が必要

○　今後の児童・生徒数について、児童数は令和６年度に 200 人を下回り、生徒数は令和９年度に 100 人を下回る見込み

○　さらに、近年の出生数から、今後 5～10 年の間に小学校の１学年当たりの平均児童数は 20～25 人程度となることも想定され、急速に進む児童生徒数の減少に対応した効果的な学校教育活動の展開を図る政策展開が緊要

〈小・中学校の児童生徒数　上段：児童生徒数、下段：学級数　(　)は小１で内数〉

	改築時	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
池田小	657（99）	205（38）	203（30）	192（32）	191（28）	185（29）	173 **(16)**	153 **(18)**
S56 改築	普 19 特 1	普 9 特 7	普 9 特 6	普 9 特 4	普 9 特 3	普 7 特 2	普 7 特 2	普 6 特 0
池田中	207	114	104	115	102	105	92	102
H24 改築	普 6 特 3	普 3 特 3	普 3 特 3	普 3 特 5	普 3 特 6	普 3 特 5	普 3 特 4	普 3 特 3

○　児童生徒数の減少傾向に加え、今日の学校現場の課題は多様化・複雑化し、一人ひとりの教員や学年単位での努力だけでは十分な対応が難しいことがあり、小・中学校の総力で義務教育９年間を見通した取組を充実させる小中一貫教育の導入が必要

○　令和４年度からの小学校の統合による小学校１校、中学校１校という新たな教育環境を活かすとともに、少子化の傾向を見据え、本町の児童生徒に対して教育効果を高める小中一貫教育を導入し推進

□　池田町が目指す小中一貫教育

○　**小中一貫教育の目標（義務教育終了時の 15 歳の子ども像）**

平成 30 年度に策定した「池田町教育ビジョン」を義務教育９年間の目標

☆　進　　取　　学ぶ意欲を持ち、夢や目標の実現に向けて努力する子どもを育む
〈児童向け：進んで学び、ねばり強くがんばる子どもを育む〉
☆　ふるさと　ふるさとへの愛着と誇りを持ち、優しい気持ちで、ともに支え合い
☆　共　　生　ながら生きる子どもを育む
〈児童向け：住んでいる町の良さを知り、友だちと助け合うやさしい子どもを育む〉

○　**目標の実現に向けた方向性**

◇　学校

・学年への円滑な移行が可能となる教育を行う。

・その学年で習得すべき力を全員に付けさせる。

・支援を必要とする子どもへの学習環境等に配慮する。
・地域や保護者の思いを生かし、学校教育活動への理解・協力を得る。

◇　児童・生徒

・基礎・基本を身に付け、自ら学ぶ意欲を持つ。
・豊かな人間性を持つ。
・健やかな心身を持つ。
・自分の考えを持ち、伝える力を身に付ける。
・ふるさと(地域)への愛着と誇りを持つ。

□　義務教育段階（小・中学校９年間）の学年の区切り（例示）

○　既存の６－３制を維持しながらも、児童生徒の発達の早期化や学習内容の高度化等・を踏まえ、学年段階を３期(又は２期)に分けて捉えた教育指導を展開することが可能であり、小中一貫教育の導入・推進する中で、小学校から中学校への滑らかな接続を図る学年段階の区切りについても検討、以下は、９年間の学年の区切りを４－３－２とした場合の例

◇　基礎期：小学校１～４年生

（目標）

・学習の仕方と規律を身に付け、学ぶ楽しさを実感する。
・友だちと仲良くするとともに、自分の良さがわかり伸ばす。
・家庭学習を含む基本的な生活習慣を身に付け、やるべきことを進んで行う。

（実践）　本編を参照

◇　充実期：小学校５～中学校１年生

（目標）

・学級担任から教科担任へのスムーズな移行を図る。
・将来の生き方や進路を考える大切さに気付き、学ぶ意義を見出し学びを深める。
・仲間と励まし合うとともに、自己の特長を知り、よりよく生きようとする。
・自ら決めた目標に向かって、失敗や困難に立ち向かい、最後まで取り組む。

（実践）　本編を参照

◇　発展期：中学校２～３年生

（目標）

・夢や目標の実現に向けて、自主的・意欲的な学びを継続する。
・自己の向上を図り、個性を伸ばすとともに、互いに認め合う。
・より高い目標を設定し、強い意志を持ち、粘り強く取り組む。

（実践）　本編を参照

□　小中一貫教育の導入・推進のロードマップ

○　教育委員会の定める「池田町小中一貫教育の導入・推進及び義務教育学校設置に関する基本方針(素案)」について、町民から意見募集

○　次に示す工程表（ロード1～３）で示す内容について、前倒しで実施可能な事項については、取組を推進

○　取組を進めるに当たり、教育関係者で構成する「(仮称) 池田町小中一貫教育推進懇談会」を設置するとともに、学校教育活動に関する専門的な内容を検討する部会を設置

○　義務教育９年間を見通した教育課程（学年の区切りを含む。以下同じ）については、核となる教科（例えば、「ふるさと学」、「外国語教育」など）についても検討

○　工程表については、今後の関係者等との協議を踏まえ、期間や内容を変更

◇　ロード１（令和４～５年度）

・指導要録等の引継ぎ
・中学校から小学校への乗り入れ授業
・授業参観の交流
・生徒指導の交流
・児童会・生徒会の交流
・（仮称）池田町小中一貫教育推進懇談会の設置
・教育課程など専門的な事項を検討する部会の設置
・専科教員の配置検討

◇　ロード２（令和５年度）

・小中合同研修会の実施
・中学校教員による乗り入れ授業の実施
・小・中学校の教育課程の共有
・（仮称）池田町小中一貫教育推進懇談会での協議
・専科教員の配置検討

◇　ロード３（令和６年度）

・小中合同授業研究会の実施
・小学校高学年における一部教科担任制の導入
・９年間を見通した教育課程の編成
・教育委員会規則の制定（令和７年度本格実施）

義務教育学校の設置

□　設置の検討

○　基本的な考え方

児童生徒数の減少傾向を見据え、将来に向けた効果的な学校教育活動の展開に向けて、小中一貫教育の導入・推進を図り、その進捗状況を踏まえつつ、小中一貫教育をさらに発展させる形態として一人の校長・一つの教職員組織の中で小学校課程から中学校課程まで学ぶ義務教育学校の設置を検討

○　検討の視点

◇　財政面及び既存施設の維持・活用

・義務教育学校の設置に当たっては、既存の学校施設の維持管理に要する経費や義務教育学校設置に向けた経費等を十分に比較・検討するなど、財政的な展望を見極めた上で判断することが必要

・池田小学校は既に建物の耐用年数を経過しており、池田中学校は今後 10 年程度で大規模改造の時期、今後の児童生徒数の減少傾向と学校教育活動の効果的・効率的な展開や、２つの学校施設(機能)を維持するため相応の費用が必要であることなど学校施設の有効活用の観点から判断することが肝要

◇　跡施設（敷地）の活用

・義務教育学校の設置により、既存の学校機能を廃止するとなった場合、校舎等施設の跡利用計画を綿密に立案することが重要

□　既存施設の更新等及び義務教育学校設置に要する経費（試算）

○　更新・義務教育学校設置に要する経費

一般的な更新・維持サイクルとして、学校施設(鉄筋コンクリート造)は建築後 40 年以上で改築(法定耐用年数は 47 年)又は長寿命化改良、20 年毎に大規模改造を実施することが適当（経費の（　）は池小の大規模改造を実施した場合の額）

◇　既存施設の更新・維持に要する経費(設計費は除く。)

池田小学校は建築後 40 年以上を経過し既に改築時期を迎えており、池田中学校は令和 14 年度以降が大規模改造の時期

・学校施設の維持・更新コスト(校舎改築)　　**27 億 1,761 万円(37 億 3,729 万円)**

・学校施設の維持・更新コスト(長寿命化型)　　**17 億 5,374 万円(27 億 7,342 万円)**

◇　義務教育学校設置に要する経費(設計費は除く。)

施設一体型（①・②）又は施設分離型（③）の義務教育学校を設置するに当たっても、跡利用を見通した既存の学校施設の改修等が必要

①義務教育学校（池小に設置・池中の廃止）　　**19 億 5,374 万円(29 億 7,342 万円)**

②義務教育学校（池中を増築・池小の廃止）　　**27 億 3,573 万円(37 億 5,542 万円)**

③義務育学校（２校の学校機能を維持）　　**19 億 5,374 万円(29 億 7,342 万円)**

＊　施設分離型として池田中学校の空教室を活用し、小学校 5・6 年生の 2 学年(4－3－2 制)又は 6 年生の学習環境（5－4 制)を整備するとともに、池田小学校は、1 年生から 4 年生（又は 5 年生）までの学習環境として学校機能を維持

＊　池田小学校の空教室は、全国的な事例を参考にするなど、学校施設の複合化を検討し利活用

□　義務教育学校設置の方向性

○　既存施設を活用した義務教育学校の設置

◇　小学校を活用した義務教育学校の設置(中学校機能の移転)

・小学校の空教室を活用した義務教育学校の設置については、小学校の教室・運動場等の規模等から中学校の学校教育活動の効果的展開において難しいものがあり、また、立地条件からも不適

・改築後 10 年程度で中学校施設の学校機能を廃止することは、理解が得られにくく、跡地・施設の利活用にも課題

◇　中学校を増築した義務教育学校の設置(小学校機能の移転)

・現在の中学校校舎敷地に小学校機能を増築することが可能か専門家の意見を徴する（設計）する必要、また、駐輪場やテニスコートの移設等及びその用地確保が課題となることを想定

・廃止となる池田小学校の跡地・施設の利活用が大きな課題

◇　２つの学校施設の機能維持・義務教育学校の設置

・２つの学校機能を維持しつつ、小学校の一部学年を中学校に移した義務教育学校を設置するとした場合、学校機能の維持と義務教育学校設置、公共施設の有効活用に関する課題が低減

・小学校の一部学年を中学校に移すことによる教育課程の編成や職員の配置などについて、先進事例等を十分研究することが必要

○　義務教育学校の設置形態

学校機能の維持に要する経費や施設の有効活用といった観点、並びに義務教育学校設置による教育効果などを総合的に勘案した上で、池田小学校及び池田中学校の学校機能の維持（学校施設と他の用途との複合化の検討を含む。）を前提に、施設分離型の義務教育学校の設置を検討